

「日本型ライドシェアサービス」に対する反対声明

新型コロナからのタクシー需要回復とインバウンドの増加が重なり、タクシーの供給不足が叫ばれたことを口実に昨年8月、菅義偉前首相がライドシェア解禁の必要性を言及。10月の臨時国会では、岸田首相の所信表明演説でライドシェアの課題に取り組むことを表明した。僅か2ヵ月の間に数回の会議が行われ、デジタル行財政改革会議での議論の取りまとめでは、2種免許と地理試験の緩和・廃止、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置づける法律の明記をあげてその時期を24年6月として決議。規制改革推進会議において「規制改革推進に関する答申案」として審議され、正式決定した。

さらに事業者団体である東京ハイヤー・タクシー協会は1月10日、ライドシェア解禁は断固反対姿勢から一転して東京での「日本型ライドシェアサービス」を4月から開始することを表明。事前労使合意がないまま、ライドシェアサービスの実施を表明したことは、東京で働く5万人のタクシー乗務員の尊厳を踏みにじり、家族の生活を脅かすものであり断じて許されない。

自交総連東京地連は、部分的な規制緩和であってもライドシェア解禁の蟻の一穴になりかねないことから、容認はできず、あらゆる規制緩和に対してこれまで通り、断固反対することを表明する。

国土交通省にはこれまで通り、ライドシェア解禁は認めない指針を堅持することを求める。国民の安心・安全と労働条件の悪化を度外視したライドシェア解禁は、利用者の事故や事件リスクを増幅させ、地域公共交通を破壊することになる。タクシーは公共交通機関であり、駅づけや流し営業、無線配車などがあり、国民の安心・安全を担保するために普通2種免許を保有し当該地域の地理試験に合格して、はじめて乗務員登録され提供できるプロのドライバーである。一方、ライドシェアサービスはアプリ配車のみで営業を行い、駅づけや流し営業は行わず、公共交通機関の補完にはなり得ない。

自交総連東京地連はライドシェア解禁を糾弾するとともに、日本型ライドシェアサービスについても反対を改めて表明し、事業者団体に対して日本型ライドシェアサービスの4月解禁撤回を求める。

安心・安全なタクシー輸送の確立とタクシー産業で働くすべての労働者の尊厳を守り、地域公共交通の維持、発展のために全力で奮闘することを述べて声明とする。

以上

2024年1月31日

自交総連東京地連

執行委員長 徳永 昌司